

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（福祉部）

目 標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管関係課名	平成26年度目標	25年度取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度取組状況
1. 地域福祉への関心と理解を広げます	1-1) 地域福祉の呼びかけ * 地域福祉は、一人ひとりの暮らしに関わるものだという事を伝えあいます。	(1) 地域福祉の呼びかけの推進 ・ 地域福祉はすべての市民の生活に深く関わるものであり、介護や支援が必要などときも権利を尊重しあって生活し、一人ひとりが「できること」で支えあう意識を高めるよう、さまざまな機会を通じて発信します。	地域福祉課	改編された地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B	・ 改編された地域発信型ネットワークでの小地域福祉ブロック会議、中学校区福祉ネットワーク会議などさまざまな機会を通じて発信。	関心と理解を深めるための推進が必要。	改編された地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B
			障害福祉課	地域交流を図り、支えあう意識を高めるため市立みどり地域生活支援センターでの喫茶事業を行う。	A	地域交流を図り、支えあう意識を高めるため市立みどり地域生活支援センターでの喫茶事業（毎月第1・第3木曜日）を行っている。	より地域の人との交流を深める必要がある。	継続実施	A
			高齢福祉課	地域での見守り活動の充実のため「自助」「互助」についての取り組みを継続、促進をしていく。	B	地域ひろば事業で、災害対策として「要援護者台帳」の議論を行ったことで「自助」「互助」の意識啓発を行った	地区や地域によって、認識の差がある	地域での老人クラブ等の団体を活用していく	B
		(2) 地域を大切にす意識づくり ・ 地域福祉をすすめる基盤として、地域に愛着をもち、そこに住む人々を大切に思う意識を高めるよう、まちづくりのさまざまな取組を通じて推進します。	地域福祉課	改編された地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B	・ 地域発信型ネットワークでの小ブロック連絡会などを通じて意識づくりを推進した。 ・ 地域発信型ネットワークの改編に取り組み、住民と各機関が連携が取れるよう協議した。	関心と理解を深めるための推進が必要。	改編された地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B
			障害福祉課	地域への愛着をもてるよう市立みどり地域生活支援センターで盆踊りを行う。	B	地域への愛着をもてるよう市立みどり地域生活支援センターで盆踊りを行っている。	より地域の人との交流を深める必要がある。	継続実施	B
			高齢福祉課	地域でともに暮らす地域社会の一員としての意識と理解の啓発	B	老人クラブと県立高校との交流コーラス等を行った	年齢や地域によって、認識の差がある。 地域によっては老人クラブの活動が弱いところがある。	老人クラブの活動を支援として、講演会等を実施する。	B
	1-2) 学習と話しあいの推進 * 学校、公民館、地域、職場等のさまざまなところで地域福祉について学び、考えます。	(1) 学校や社会教育等での福祉学習の推進 ・ 子どもたちが、学校等での学習を通じて自然に福祉意識を身につけるよう、保育所・幼稚園・学校等での福祉学習を推進します。	地域福祉課	第2次芦屋市地域福祉計画【中学生向け概要版】については、中学生に関心を持ってもらうためトライやるウィーク対象の2年生に配布し、より多くの子どもたちが福祉学習の体験を希望するよう推進する。	A	第2次芦屋市地域福祉計画【中学生向け概要版】については、中学生に関心を持ってもらい、より多くの子どもたちが福祉学習の体験を希望することを願い、トライやるウィーク対象の2年生に4月配布。	教育委員会と連携を取り、子どもたちへの福祉学習への推進が必要。	継続実施	A

目 標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管関係課名	平成26年度目標	25年度取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度取組状況	
		<ul style="list-style-type: none"> 「公民館講座」や「芦屋川カレッジ」等の社会教育の各種事業のなかでも、学びを活かした地域福祉の実践をすすめるよう、学習プログラムに取り入れます。 福祉学習は、支援のニーズをもつ当事者や支援活動を行っている人等に講師になっていただいたり、活動を体験しながら学習する場を提供するなど、地域の協力も得てすすめます。 学習の成果を活動の実践につなぐよう、関係団体等と連携して支援します。 	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 市立みどり地域生活支援センターで、トライやるウィークの中学生を受け入れる。 障がい者とのふれあい市民運動会」で、学生ボランティアを活用。 学齢期の子どもを対象に、障がいへの理解を深めるための啓発冊子を作成し、学校教育の場で活かす。 保健福祉フェアでの手話体験講座を開催。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 市立みどり地域生活支援センターでの、トライやるウィークの中学生を受け入れている。(今年度希望者なし) 障がい者とのふれあい市民運動会」で、学生ボランティアを活用している。 学齢期の子どもを対象に、障がいへの理解を深めるための啓発冊子を作成し、学校教育の場で活かしている。 保健福祉フェアでの手話体験講座を開催している。 	さらなる福祉学習への推進が必要。	継続実施	A	
			高齢福祉課	福祉講座や福祉フェアにおけるシンポジウムの開催	B	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋川カレッジなど高齢者の学習意識は高く、社会貢献や福祉に対する関心は強くなってきている。 ハートフル福祉公社では、独自で福祉講演会、介護教室を開き、地域との連携、学習に努めた。 	特になし	継続実施	B	
			ハートフル福祉公社	高齢者のニーズ把握と生涯学習への啓発	B	<ul style="list-style-type: none"> ハートフル福祉公社では、独自で福祉講演会、介護教室を開き、地域との連携、学習に努めた。 		継続実施	B	
			(2)地域等での学習や話し合いの推進	地域福祉課	出前講座などで「実施プラン」づくりの推進を図る	B	「地域福祉の推進」をテーマに中学生の取組として、概要版の作成に関わった中学生の活動を紹介(広報チャンネル)世代を超えた取組みの情報発信と学習のきっかけづくりに取り組んだ	地域福祉の学習や話し合いの場をさらに充実。	継続実施	A
				高齢福祉課	出前講座などを積極的におこなう	B	出前講座などを積極的におこなっている。	特になし	継続実施	B
			1-3)情報の発信・伝達	地域福祉課	必要な情報がより見つけやすいよう工夫する。	B	広報あしや、市のホームページ等で情報発信している。広報チャンネルを媒体として「地域福祉の推進」をテーマに中学生の取組について紹介。地域福祉を身近なものとして捉えてもらえるような情報の発信ができた。	地域福祉に関する情報提供方法をさらに充実させる。	必要な情報がより見つけやすいよう工夫する。	A
			<ul style="list-style-type: none"> *地域福祉のさまざまな情報を発信します。 *必要な人に必要な情報が届くよう、きめ細かく伝えます。 *必要な情報を自分で得るよう努力します。 	<ul style="list-style-type: none"> (1)広報等を通じた情報発信の充実 広報あしや、市のホームページ、各種パンフレットやチラシ等の多様な方法で、地域福祉に関する情報提供を積極的に行います。 地域福祉の活動や事業を行っている市民等が、それらを活用して情報を発信できるよう支援します。 多くの情報のなかから必要な情報を見つけやすいように、工夫します。 						

目 標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管関係課名	平成26年度目標	25年度取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度取組状況
			福祉センター	広報あしや及びホームページ、福祉センターだより等を活用し、引き続き、情報を発信し、エントランスコンサートを中心としたエントランス事業を行うことで、福祉センターの周知につとめる。	B	ホームページ、福祉センターだより等の活用で情報発信し、エントランス事業や保健福祉フェアの開催により、保健福祉センターの周知を図っている。阪急バスの車内放送で保健福祉センターの啓発を行うほか、今年度も保健福祉フェア開催に合わせ、7月には「福祉センターだより」を全戸配布した。	情報発信の内容充実を図る	継続実施	B
			障害福祉課	必要な情報がより見つけやすいよう工夫する。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・広報臨時号「障がい福祉特集号」の紙面を充実し発行している。 ・市ホームページを活用している。 ・福祉マップ「おしえて！芦屋っぶ」配布している。 	広報やホームページ等を活用し、より一層障がい福祉について理解が深まるように努める。	必要な情報がより見つけやすいよう工夫する。	A
			高齢福祉課	広報やホームページの活用の充実	B	ホームページの見直しを行っている	特になし	継続実施	B
			介護保険課	平成24年度に課題となっていた「高齢者の相談窓口」である高齢者生活支援センターの周知について、福祉フェア等のイベントや出前講座、認知症サポーター養成講座等様々な機会を活用し周知を図る。	A	引き続き、「高齢者の相談窓口」である高齢者生活支援センターの周知につとめ、福祉フェア等のイベントや出前講座、認知症サポーター養成講座等様々な機会を活用し周知を図った。4センター合同での出前講座も行った。	平成27年の法改正で、高齢者生活支援センターの役割がますます重要になってきた。市民には、今後も地域の相談窓口として周知を図る必要がある。	平成27年の法改正で、高齢者生活支援センターの役割がますます重要になってきた。また、高齢化に伴い、認知症施策も重要になってきたこともあり、さらなる周知啓発を行う。	A

目 標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管関係課名	平成26年度目標	25年度取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度取組状況
		(2)市民と協働した情報伝達の推進 <ul style="list-style-type: none"> 市民の目線で情報を集め、編集し、伝えていくよう、「市民参加の情報紙」づくりや、市の情報発信での協働を推進します。 市民と協働した情報発信では、多様なニーズに対応するため、幅広い年齢層の人々、情報が得にくい障がい者や外国人等の参加を得るよう推進します。 民生委員・児童委員や福祉推進委員等の地域の人々や、自治会、当事者団体等の各種団体、保健・福祉・医療や生活関連の事業者等の協力を得て、人と人のつながりを活かしたきめ細かな情報提供を推進します。 	地域福祉課	情報紙の内容充実	A	市民と協働して活動している「情報紙プロジェクト」での情報紙第2号・第3号の配布先を広げ、より多くの方へ発信。第4号は、2月発行予定	・市民のニーズに合った情報提供と情報紙の配布方法等を検討する。	情報紙の内容充実・配布先の拡充	B
			高齢福祉課	福祉センターや権利擁護支援センター等の情報を迅速に提供し、利用促進を図る。	B	福祉センターや権利擁護支援センター等の情報を迅速に提供し、利用促進を図っているが、実際に伝わっているのかが把握できていない。	特になし	継続実施	B
		地域福祉課	(3)情報を得る意識づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 「地域福祉は一人ひとりが主人公となって取り組む」ということの意味を通じて、自分に必要な情報を主体的に得る意識を高めるよう、呼びかけます。 	必要な情報を自分で得るための意識づくりの推進	B	地域の会議体等で啓発		継続実施	B
		高齢福祉課	窓口について、連携や機能強化を目的に、定期的に情報共有を図る。	A	相談をしたいときにどこへ相談にいけばよいのかを広報紙やホームページに掲載し、また電話等で案内している。	特になし	継続実施	B	

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（福祉部）

目 標	協働して取り組む柱と	市が先導的に取り組むこと	所管関係課名	平成26年度目標	25年度取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度取組状況
2. 暮らしの“困りごと”を適切な支援につなぎます	2-1) ニーズの気づき・発見 *生活の“困りごと”に”早めに気づき、自分で対処したり、必要な支援を求める意識を高めます。	(1)ニーズへの気づきと発信への支援 ・地域福祉の啓発・学習・情報提供などを通じて、自分のニーズに気づき、自分や家族等だけで対応できないときは早めにSOSを発信し、身近なところに相談するよう呼びかけます。	地域福祉課	様々な団体等にも同等の取組を行う。	B	地域の会議体において、各地域での課題について話し合い、解決に向けた取組を共有している。	さまざまな機会をとらえて、地域福祉への関心を深められるよう取り組む。	継続実施	B
			障害福祉課	地域発信型ネットワークや関係機関が集まる場での積極的な情報提供	B	障がい者相談支援事業所等相談機関の利用をチラシ等で呼びかけている。	障がい者相談支援事業所等相談機関の周知	地域発信型ネットワークや関係機関が集まる場での積極的な情報提供	B
			高齢福祉課	身近な相談窓口である高齢者生活支援センターや高齢者への見守り支援事業の展開	B	身近な相談窓口である高齢者生活支援センターや高齢者への見守り支援事業の展開	民生委員や高齢者生活支援センターと連携を図り、情報等のネットワークを構築	継続実施	B
			介護保険課	二次予防対象者把握事業を「セルフチェックリスト」を用いて実施。チェック結果を各個人に返送し、高齢者生活支援センターから、二次予防事業への参加を促す。	B	「高齢者の相談窓口」である高齢者生活支援センターの周知について、福祉フェア等のイベントや出前講座、認知症サポーター養成講座等様々な機会を活用し周知を図った。	地域包括ケアを推進するため、高齢者や家族のみならず、地域住民や商店、銀行、宅配業者等様々な方に向けて周知活動を広げ、周囲の方から高齢者生活支援センターにつながる体制を構築していく必要がある。	継続	B
	(2)身近なニーズの発見とつなぐ取組の推進 ・身近な人のニーズに気づき、本人に伝えたり、相談窓口につなぎながら支援する取組を、地域のつながりづくりや見守り・声かけ、相談等の地域福祉活動、さまざまな社会参加活動などを通じてすすめます。 ・そのなかで、自らニーズに気づきにくい認知症の方などへの支援を推進します。	地域福祉課	これからも、民生委員の活動を周知することが必要。	B	民生委員・児童委員を通して、高齢者、障がい者、こどものいる家庭の困りごとの相談、見守りを推進、行政とのパイプ役として活動できるよう支援。	困っていることがあっても、人とかかわりを持たない人に対する支援	継続実施	B	
		高齢福祉課	地域発信型ネットワークシステムの充実、保健・医療・福祉と地域の連携、地域の課題を地域で解決する仕組みの展開	B	・地域発信型ネットワークシステムの充実、保健・医療・福祉と地域の連携、地域の課題を地域で解決する仕組みの展開 ハートフル福祉公社では、市の介護保険課より、介護保険認定調査の委託を受け、適正に調査を実施し、訪問時、虐待の疑いがある場合は、関係機関と連携した。	継続した啓発活動の取り組みが必要	継続実施	B	
		ハートフル福祉公社	・地域発信型ネットワークシステムの充実、保健・医療・福祉と地域の連携、地域の課題を地域で解決する仕組みの展開	B	・ハートフル福祉公社では、市の介護保険課より、介護保険認定調査の委託を受け、適正に調査を実施した。		継続実施	B	
	(3)相談機関等によるニーズ把握の推進 ・地域の相談支援機関や地域福祉コーディネーターが地域の人々と連携してニーズを把握するよう、地域にねざした相談支援の取組を推進します。	障害福祉課	障がい者相談支援事業所の相談員がその他関係機関や地域の人々と連携しニーズの把握に努める。	B	障がい者相談支援事業所の相談員がその他関係機関や地域の人々と連携しニーズの把握に努めている。	ニーズの把握に努める必要がある。	継続実施	B	
		高齢福祉課	地域の社会資源や民生委員等と連携していく	B	生活圏域ごとに高齢者支援センターを設置し地域に根ざした相談窓口としてニーズの把握に努めている。	特になし	継続実施	B	

目 標	協働して取り組む柱と	市が先導的に取り組むこと	所管関係課名	平成26年度目標	25年度取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度取組状況
2-2) 相談支援の充実 *身近なところで気軽に相談でき、アドバイスや支援をしたり、専門的な機関につなぐ取組を広げます。	(1)相談窓口の充実 ・福祉センターの総合相談窓口が、多様なニーズを受け止めるワンストップ機能をいっそう高めるよう、さまざまな機関と連携した支援を強化します。 ・高齢者生活支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て支援センター等の相談支援機関や市役所の相談窓口等がいっそう気軽に利用されるよう、PRの充実や利用しやすい環境づくりなどに取り組みます。		福祉センター	総合相談から関係機関につないだ相談や引き続き見守っていく必要のある相談についての把握方法の研究を進めていく。	B	総合相談窓口に寄せられる相談フローの分析や対応について、関係機関との調整が必要な部分がある	総合相談窓口に寄せられる相談フローの分析や対応について、次に活かせるよう関係機関との調整を綿密に図る	生活困窮者自立支援法の施行に向けて、総合相談窓口から自立支援の事業に結びつけるよう、より一層、関係機関との連携を図る	B
			生活援護課	・他の機関が実施しているサービスについての知識を深め、相談に来られる方のニーズにあった適切な窓口にスムーズにつなぐことができるようにします。	B	相談者のニーズに応じたサービスを案内。関係各課と情報共有を行い連携を強化している。	連絡や情報共有は十分おこなえている。	生活困窮者自立支援が新設されるため、より詳細の情報共有と連携強化を行う。	A
			障害福祉課	地域発信型ネットワークや関係機関が集まる場での積極的な情報提供	B	・福祉センター総合相談窓口のワンストップ機能を活かすため、関係機関と情報共有を行い適切な支援へつなげている。 ・障がい者相談支援事業所、障がい者就労支援相談等相談機関を掲載した冊子、チラシを作成・配布を行っている。	福祉センター内での相談機関、相談方法等の周知	地域発信型ネットワークや関係機関が集まる場での積極的な情報提供	B
			高齢福祉課	窓口に来庁した高齢者の相談を的確に理解し、相談のニーズに応える	B	高齢者生活支援センターの相談支援機関や市役所の相談窓口等の連携を連絡票を使って行っています。	特になし	市役所内部の連携（介護保険課・生活援護課）を強化する。	B
			介護保険課	広報特集号や各種パンフレット、出前講座などで、高齢者の生活に関する相談窓口である「高齢者生活支援センター」を周知啓発。	B	「高齢者の相談窓口」である高齢者生活支援センターの周知について、広報やパンフによる啓発の他、福祉フェア等のイベントや出前講座、認知症サポーター養成講座等様々な機会を活用し周知を図った。	地域包括ケアを推進するため、高齢者や家族のみならず、周囲の支援者となる地域住民や商店、銀行、宅配業者等様々な方に向けて周知活動を広げていく必要がある。	継続	B
	(2)身近な地域での相談支援の推進 ・身近な地域での相談支援の推進 ・高齢者生活支援センターを身近な相談窓口として、地域の人々と連携を図りながら支援をすすめます。また、福祉施設やサービス提供事業所や医療機関・薬局等が身近な地域の相談窓口の役割を發揮し、多様な相談への対応や専門的な窓口へのつなぎなどができるよう、連携と支援を強化します。 ・民生委員・児童委員や福祉推進委員等の地域の人々による身近な相談支援活動を支援するよう、情報提供や連携を強化します。	地域福祉課	・民生委員・児童委員が、高齢者、障がい者、こどものいる家庭の困りごとの相談を必要な機関へつなげるように、研修、講演等を実施し、連携強化を図る。	B	・民生委員・児童委員が、高齢者、障がい者、こどものいる家庭の困りごとの相談を必要な機関へつなげるように、研修、講演等を実施し、連携強化を図った。	支援が必要な人に対する協働・連携した体制の整備	継続実施	B	
		生活援護課	・民生委員等、地域の方々と連携して、生活保護受給者の方だけでなく、金銭的に困っている方が相談に来やすい窓口を目指します。	B	・高齢者生活支援センターや医療機関と必要に応じて連携し、生活保護受給者の方に適切な支援ができるようにしています。 ・福祉を高める運動研究会への参加などにより民生・児童委員や福祉推進委員等の地域の人々との連携を図り、生活保護受給世帯や生活困窮者への支援強化を図っています。	平成27年度から生活困窮者自立支援制度が施行されることから、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の窓口の連携トラブルが懸念される。	生活困窮者自立支援が新設されるため、より詳細の情報共有と連携強化を行う。	B	
		障害福祉課	地域発信型ネットワークや関係機関が集まる場での積極的な情報提供 基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の充実	B	・身近な相談窓口として障がい者相談員が障がい種別ごとに相談に応じ、支援を行っている。 ・地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう研修や情報提供を通じて、民生委員等との連携を強化している。 ○平成26年度に設置した障がい者基幹相談支援センターが相談支援事業所の後方支援を行いながら相談支援体制の充実を図っている。	相談窓口の周知・障がいに対する理解の促進が必要	地域発信型ネットワークや関係機関が集まる場での積極的な情報提供 基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実	A	

目 標	協働して取り組む柱と	市が先導的に取り組むこと	所管関係課名	平成26年度目標	25年度取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度取組状況
			高齢福祉課	地域の高齢者に情報提供や連携を強化します。	A	生活圏域ごとに高齢者支援センターを設置し地域に根ざした相談窓口として活動している。	特になし	継続実施	B
			介護保険課	平成25年3月に作成した地域包括支援センターの指針に基づいて、民生委員、権利擁護支援センター等様々な機関と連携し高齢者をサポートする体制を構築。	B	平成25年3月に作成した地域包括支援センターの指針に基づいて、民生委員、権利擁護支援センター等様々な機関と連携し高齢者をサポートする体制を構築している。	地域包括ケアを推進するため、今後はさらに高齢者の生活に関わる商店、銀行、宅配業者等様々な方々とも連携し高齢者をサポートする体制を強化していく必要がある。	継続	B
			地域福祉課	改編された地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B	地域発信型ネットワークに位置づけられた会議体の運営を担っている社会福祉協議会と連携を取りながら会議体開催の支援をした。	支援が必要なひとと支援できる「担い手」となる市民をつなぐことができるようコーディネーション機能を地域で育てていく必要がある。	改編された地域発信型ネットワークの浸透と推進を図る。	B
			高齢福祉課	高齢者の相談窓口としての高齢者生活支援センターや市役所の相談窓口等の連携を図る。	B	高齢者の相談窓口としての高齢者生活支援センターや市役所の相談窓口等の連携を図っている。	特になし	継続実施	B

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（福祉部）

目 標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管関係課名	平成26年度目標	25年度取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度取組状況
3. 地域生活を支えるサービスや活動を充実します	3-1) 福祉サービスの充実 * 地域で自立して生活できるよう、多様なニーズに応える質の高い福祉サービスを提供します。	(1) 地域での生活を支援する福祉サービスの提供 ・ 地域で自立して生活できるよう支援する福祉サービスを、市民のニーズをふまえて効果的に提供できるよう、高齢者福祉計画・障がい者福祉計画・次世代育成支援対策推進行動計画等を通じて推進します。 ・ 健康や生きがいの増進、介護予防など、生活の質を高め、支援が必要になることをできるだけ予防するサービスを、積極的に推進します。また、若い人の定住を促進するよう、子育て支援や働いている人への支援等を推進します。	地域福祉課	・ 改編された地域発信型ネットワークを具体的に実践する。全市域レベルの会議体のあり方についても検討していく。	B	・ 改編された地域発信型ネットワークに基づき、小地域福祉ブロック会議、中学校福祉ネットワーク会議で経過説明等をするなど推進した。 ・ 小地域福祉ブロック会議では、目標等を決め、町内で実践するところや会議開催回数を増加する地区もでた。 ・ 地域ケアシステム検討委員会では、目的を共有し、委員は小地域福祉ブロック会議・中学校区福祉ネットワーク会議へも参加し、委員会の運営に反映させた。	改編による成果の共有と発信、また効果についても評価していくことが必要	継続実施	B
			生活援護課	新たな取組として、生活援護課の窓口でハローワーク西宮の職員による職業相談を定期的の実施し、一人でも多くの生活保護受給者が就労して自立できるようにする。	B	毎月1回、生活援護費支給日に市役所福祉部相談室でハローワーク西宮の職員による職業相談を実施し、一人でも多くの生活保護受給者の就労自立を図っている。	ハローワークとの連携強化により就労指導や相談は充実してきている。ケースワーカーの資質向上によるケースワーク機能の充実を図る。	ケースワーカーに対して就労指導に関する研修を行うとともに、これまで同様ハローワークによる出張職業相談を継続させることで、より一層の支援強化を図る。	A
			障害福祉課	障がい者が自立して地域の中で生活できるように、ケアホーム等の居住系サービス、就労支援等の日中活動系のサービス、障がい児機能訓練事業等障がい福祉サービスの充実に努める。	B	障がい者が自立して地域の中で生活できるように、グループホーム等の居住系サービス、就労支援等の日中活動系のサービス、障がい児機能訓練事業等障がい福祉サービスの充実に努めている。	各種サービス提供事業所等と連携を行い、障がい福祉サービスの基盤整備・充実を図るとともに、生活安定のために必要な支援等障がい者の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に取り組む必要がある。	継続実施	B
			高齢福祉課	地域で生活を充実するために広報活動を強化する。	B	・ 地域での生活を支援するため自立ヘルプや自立ディサービスを提供している。 ・ 60歳以上の家に閉じこもりがちな自立高齢者に対して健康体操などの生きがいづくりの支援として、市内16箇所で「生きがい活動支援通所事業」を行っている。	多くの方が活動できるように周知する	活動者を増やす	B
			介護保険課	高齢者生活支援センターが中心となって、各地域でも介護予防の普及（さわやか教室）を実施。地域で自主的に介護予防が実践できるよう「健康遊具マップ」を作成、積極的に配布。	B	介護予防センターを介護予防の拠点として、各高齢者生活支援センターや老人福祉会館等でも介護予防教室（さわやか教室）を実施している他、地域で自主的に介護予防が実践できるよう「健康遊具マップ」を作成、積極的に配布している。	介護予防教室経験者が、自主的に取り組みが出来るようなサポートが必要である。	継続	B

目 標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管 関係課名	平成26年度目標	25年度 取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度 取組状況
		(2)柔軟なサービス提供の推進 ・福祉サービスが、地域で生活するうえでの多様なニーズに的確に対応できるよう、柔軟に提供できるしくみづくりをすすめます。	地域福祉課	個別支援については、各課、関係機関と連携し、必要に応じて、介護や障がいのサービスの提供を含め、協働で取り組む。	B	個別支援については、各課、関係機関と連携し、必要に応じて、介護や障がいのサービスの提供を含め、協働で取り組んでいる。	今後も複合支援ニーズを抱えた世帯の支援を迅速、円滑に行なうために、各課、関係機関との協働を図る。	継続実施	B
			高齢福祉課	高齢者の多様なニーズに対して細かい分析が必要	B	・高齢者が地域で生活するうえでの多様なニーズに的確に対応できるよう、相談窓口の連携を図っている。 ・ハートフル福祉公社では、紙おむつ給付及び宅配事業、独自ヘルプサービス、配食サービス、バースデイプレゼント事業を行い、安否確認等を行った。また、大東町LSA(ライフサポートアドバイザー・生活援助員)を常駐させ、365日、日中において入居者に対し、緊急時の対応、安否の確認、生活指導等を行った。	ニーズの把握	活動者を増やして、支援していく	B
			ハートフル福祉公社	高齢者の多様なニーズに対して細かい分析が必要	B	・ハートフル福祉公社では、紙おむつ給付及び宅配事業、独自ヘルプサービス、配食サービス、バースデイプレゼント事業を行い、安否確認等を行った。また、大東町LSA(ライフサポートアドバイザー・生活援助員)を常駐させ、365日、日中において入居者に対し、緊急時の対応、安否の確認、生活指導等を行った。			B
		(3)サービスの質を高める取組の推進 ・事業者・従事者の意識やスキルの向上、サービスへの意見や苦情を改善につなぐ取組、自己評価・第三者評価によるサービス評価などを、事業者の団体等と連携して推進します。 ・評価の結果を公表し、サービスを選ぶための情報を提供します。	地域福祉課	・権利擁護支援センターにおいて、スキルアップ研修を開催する予定。	B	・「介護相談員」として活動している12名の相談員が市内8か所の施設に訪問し、利用者からの相談に応じている。 ・「介護相談員」がスキルアップ研修に参加し、自己研鑽に努めている。	・「介護相談員」として活動する人員の確保とスキルアップ研修の継続開催 ・「介護相談員」の活動の場の拡充	継続実施	B
			障害福祉課	監査に対する実績を増やし、スキルアップに努める。	B	兵庫県の実施するサービス提供事業所への監査に同行し、適正なサービス提供の確認を行うとともに指導助言を行っている。	監査に係る職員体制の充実が必要	監査に対する実績を増やし、スキルアップに努める。	B

目 標	協働して取り 組む柱と方向	市が先導的に取り組むこ と	所管 関係課名	平成26年度目標	25年度 取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度 取組状況
			高齢福祉課	従事者のスキルの向上を図り、 関係機関との連携を行い、早期 に生活の安定を進める。	B	・サービスの質を高めるため、 スキルの向上等の研修の情報提 供を行っている。 ・ハートフル福祉公社では、介 護職員の実習指導、看護師、医 師の実習受け入れ等を行い他団 体との連携に努め、サービスの 質を高める取組を行った。	特になし	継続実施	B
			ハートフル福 祉公社	従事者のスキルの向上を図り、 関係機関との連携を行い、早期 に生活の安定を進める。	B	・ハートフル福祉公社では、介 護職員の実習指導、看護師、医 師の実習受け入れ等を行い他団 体との連携に努め、サービスの 質を高める取組を行った。			B
			介護保険課	地域密着型サービス事業者につ いては、年に1回自己評価・外 部評価を行うこととされてお り、実地指導の際にチェックす る。	B	地域密着型サービス事業者は前 年度同様年に1回自己評価・外 部評価を受審。サービスへの意 見や苦情については、直接面談 及び電話にて適時事業者と連携 をとり向上に努めている。 市内ケアマネジャーに対し、会 議や研修を開催し、情報提供、 質の向上に努めている。 また、H24年度より介護相談員 を施設に派遣し、利用者の声を 伝えることでサービスの質の向 上を図っている。	兵庫県HPにて公表及び事 業所内で閲覧出来るように なっているが、広く市民に 知っていただく必要がある。	継続	B
		(4)サービスの担い手の確保 ・質の高いサービスの提供 体制を確保するよう、福祉の 仕事への市民の理解を得なが ら、人材の養成・確保や働き やすい環境づくりなどに、専 門職や事業者の団体等と連携 して取り組みます。	地域福祉課	取組みについて検討する。	B	改編後の活動として、各地区 の小地域あくしブロック会議 が開催されており、地域での 取組みの共有や地域をこえた 取組みについても協議してい る。	・具体的な活動を通して、 必要な人材育成・確保につ いての検討していく。	継続実施	B
			障害福祉課	基幹相談支援センターが、研 修・事例研究会を行いながら 相談支援事業者の人材育成に 努めていく。		基幹相談支援センターが相談 支援事業所への専門的な指導 やアドバイスをを行い人材育 成に努めている。	基幹相談支援センターの スキルアップが必要	基幹相談支援センターが、研 修・事例研究会を行いながら 相談支援事業者の人材育成に 努めていく。	B
			高齢福祉課	シルバーワークプラザを設置 し、団塊の世代の対象者に就 労の機会を提供し、またシル バー人材センターの加入の促 進を継続して支援をしていく。	B	団塊の世代の地域への取り込 み・福祉人材の発掘	高齢者の技術や経験を活用	高齢者の就労支援	B

目 標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管関係課名	平成26年度目標	25年度取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度取組状況
	3-2) 地域福祉活動の推進 *さまざまなニーズにきめ細かく応える多様な地域福祉活動をすすめるよう、一人ひとりが「できること」で参加し、多彩な人々に呼びかけて広げます。	(1)多様な地域福祉活動の推進 ・一人ひとりが「できること」で参加できる多様な取組を、地域福祉活動を推進する機関・団体等と連携して推進します。 ・地域福祉の基盤となる活動として、安心してともに暮らすための見守り・声かけ活動や、ゴミ出しなどの日常のちょっとした“困りごと”を支援する活動を推進します。 ・芦屋市民の財産である豊かな自然や文化を活かして、まちへの愛着を高め、質の高い生活を支援できる地域福祉活動を推進します。 ・多様なニーズに対応する活動をすすめる方法のひとつとして、コミュニティビジネスや社会起業としての取組や、有償の地域福祉活動なども推進します。	地域福祉課	さまざまな機会をとらえた周知・啓発に努める。	B	・福祉フェアに参加し、「防災・減災」をテーマに防災士の方の講話や地域の取組の報告、寸劇、身体障害者福祉協会の方のお話や模擬体験などで周知・啓発を行った。 ・3月予定の「市民が創る福祉プロジェクト展」において減災に関するグッズの備えや取組をテーマにし、周知・啓発を行う。	活動について、周知・啓発が十分ではない。また地域活動の報告の場としてフェアやプロジェクト展を位置付けられるよう仕組みづくりが必要	継続実施	B
			高齢福祉課	シルバー人材センターの軽度生活援助支援事業の促進	B	特になし	人材の発掘	人材の活用	B
			地域福祉課	さまざまな機会をとらえた周知・啓発に努め、プロジェクトのなかまを増やす。	B	・アクションプログラム推進協議会における3つのプログラムの推進、さらに新規プロジェクトを発足した。 ・市民が創る福祉プロジェクト展の開催と福祉フェアにおける活動報告と啓発を実施	4つのプロジェクトの推進と連携	新プロジェクトを含む4プロジェクトの活動強化	A
			高齢福祉課	高齢者の生きがい活動支援通所事業による活動の展開	B	高齢者の生きがい活動支援通所事業による活動の展開	現状の把握	高齢者の生きがいづくりの支援として、ゆうゆうクラブ（朝日ヶ丘小・潮見小）を充実させ、趣味の延長線上として生きがいづくりや健康づくりに取り組む。	B
			地域福祉課	さまざまな機会をとらえて実施	B	地域の会議体において、地域福祉計画の周知・啓発に努めている。		継続実施	B
			高齢福祉課	意識啓発への学習	B	支援が必要な状況への認識・啓発	現状の把握	周知・広報	B
		地域福祉課	(2)一人ひとりが「できること」で参加できる取組の推進 ・一人ひとりが「できること」で参加できるよう、「ひとり一役」をスローガンとした取組を推進します。 ・そのために、支援を求める人と活動を希望する人のニーズを集約し、コーディネートする「(仮称)あしや役立ち隊」のしくみづくりを推進します。 ・多様な人々の参加をすすめるよう、支援を受ける立場の人の当事者活動や、専門的な知識やスキルを活かしたプロボノ活動などを推進します。 ・高齢期の方が健康づくりや生きがいづくりとあわせて地域福祉の活動ができるよう推進します。 ・地域福祉活動に参加するきっかけをつくるよう、多様な呼びかけや講座、仲間づくり等の取組を推進します。						
		地域福祉課	(3)「お互いさま」の意識づくり ・「お互いさま」の活動として気持ちよく支援しあえる環境を広げていくよう、「たすけ上手」、「たすけられ上手」になるための啓発や学習を推進します。						

目 標	協働して取り組む柱と方向	市が先導的に取り組むこと	所管関係課名	平成26年度目標	25年度取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度取組状況
		(4)事業者等による地域福祉を推進する取組の推進 ・生活に関わるさまざまなサービスが、福祉の支援が必要な人にも利用できて生活を広げるうえで役立つものとなり、同時に地域の活性化にもつながるよう、事業者の団体等と連携して推進します。 ・企業等が地域の一員として取り組むCSR（企業の社会的責任）の活動を推進するとともに、地域のさまざまな取組と協働できるよう支援します。	地域福祉課	プロジェクトの活動を継続	B	「わがまちベンチ」「ひとりー役運動」「情報紙プロジェクト」の活動を継続 新プロジェクト「きらっとプロジェクト」の発足	新たなプロジェクトの充実	継続実施	B
			高齢福祉課	地域の見守り事業の取組み	B	地域の見守り事業の取組み 布亀株式会社と見守り協定を交わす。	事業者の現状把握	既存の見守り協定先だけでなく、新たな見守り協定先の発掘。	B
	3-3) 多様な連携による支援 *新たなニーズや困難な課題が起きたときはみんなで集まって話しあい、力をあわせて取り組みます。	(1)協働で課題を解決する取組の推進 ・トータルサポートのしくみを通じて市役所内の連携を強化するとともに、関係機関や地域等の連携をすすめるコミュニティソーシャルワークを推進し、新たなニーズや困難な課題に対して、さまざまな力が協働して解決する取り組みをすすめます。 ・問題解決の成果をあらたな制度やしきみとして構築し、スムーズな解決や予防的な取組にもつないでいくよう推進します。	地域福祉課	・担当に相談されるケースについて、分類を行い、支援の仕組みを構築していく。	B	26年度実績(4~12月) 新規57件(内訳:高齢者25件 障がい者7件 障がい児1件 制度外24件) 支援する世帯の課題は複雑に関連しているため、他部署と連携により支援を進めている。 27年度新たに施行される「生活困窮者自立支援法」に基づく相談事業等を主とし、生活困窮者の支援の基盤整備に向けた準備を行っている。	「生活困窮者自立支援法」は「経済的困窮」と「地域からの孤立・排除」に着目した法であるため行政・関係機関・団体・地域が一体となって取り組んでいくことが必要。	継続実施	B
生活支援課			・必要に応じて、庁内外を問わず連携を図り、適切な支援ができるようにする。	B	・ケースの要請に応じてトータルサポート担当に情報を集約し関係機関の連携を構築、支援の充実を図っています。	各担当者による連携・連絡が機能し始めた反面、所管課内部の情報共有が薄れている。	トータルサポート機能の充実を図るとともに各所管課内部での情報共有についても充実させる。	A	
障害福祉課			基幹相談支援センターの設置により困難化複雑化した事例等に対して解決できるよう努めていく。	B	・自立支援協議会において、困難事例への対応策や地域の共通課題への対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築などを行っている。 ・基幹相談支援センターが関係機関と連携して解決に向け取り組んでいる。	関係機関との協働により新たなニーズや困難な課題等スムーズに解決できるよう努める必要がある。	基幹相談支援センターが困難化複雑化した事例等に対して解決できるよう努めていく。	B	
高齢福祉課			高齢者領域から障がい者、こども領域を包括したと地域ケア体制を整備。それにともない行政内のトータルサポートとの連携	B	高齢者領域から障がい者、こども領域を包括したと地域ケア体制を整備。それにともない行政内のトータルサポートとの連携	ケースワーカーとの連携	地域の支援者との協議と連携	B	

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（福祉部）

目 標	協働して取り組む柱と	市が先導的に取り組むこと	所管 関係課名	平成26年度目標	25年度 取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度 取組状況
4. 権利をまもる取組を充実します	4-1) 権利擁護の意識づくり *お互いのニーズを理解し、権利を尊重して生活する意識を高めます。	(1) 権利を尊重する意識づくりの推進 ・年齢、性別、国籍、障がいの有無等による違いを理解し、お互いの人格と地域で生活するうえでの権利を尊重する意識を高めて“心のバリアフリー”を実現していくよう、地域福祉の啓発、学習、活動での交流などを通じて推進します。	地域福祉課	・社会福祉協議会と共同で、地域の会議体において啓発を行なう(小地域ブロック連絡会・ミニ地域ケア会議)とともに、地域の要請に応じて「出前講座」を実施する。 ・「権利擁護」のワークショップを開催し、地域住民とともに「権利擁護」の理解を深める。	A	・社会福祉協議会と共同で、地域の会議体において、「権利擁護」のワークショップを継続して実施。(3か所) ・地域住民が「権利擁護」の理解を深め、近隣住民の変化に気づいて適切な機関につなぐことで、支援が必要な人の課題が重症化予防が可能であることを普及・啓発している。	・市内9か所の地区で開催予定であったが、一部27年度にも実施予定である。	継続実施	B
			障害福祉課	市民への情報提供が出来る場(地域発信型ネットワーク等)を積極的に活用し、権利擁護の意識づくりを広める。	B	・障がい者虐待の防止及び通報・相談窓口に関して、広報やHPでの周知やリーフレットを作成し、配布している。	引き続き市民の理解を広めるための啓発が必要である。	市民への情報提供が出来る場(地域発信型ネットワーク等)を積極的に活用し、権利擁護の意識づくりを広める。	B
			高齢福祉課	高齢者の権利を守るための具体的な支援策、権利擁護支援センターを含めた、地域における権利擁護支援システムの構築や後見人の養成を行い、権利侵害の早期発見機能高め、権利擁護のネットワークの構築を図る。	B	権利擁護支援センターを設置し、高齢者の権利擁護に関する相談から支援までを一元的、専門的に行っている。	市民の理解と周知	周知を行っていく	B
	4-2) 権利侵害・虐待対応の充実 *権利侵害や虐待を予防するための支援と迅速・的確な対応を、地域の力をあわせてすすめます。	(1) 権利擁護支援の充実 ・高齢者・障がい者等への権利擁護支援について、地域における担い手の育成・確保を図るとともに、権利擁護支援センターの機能を含めたネットワークの構築に取り組みます。	地域福祉課	・社会福祉協議会と共同で、地域の会議体において啓発を行なう(小地域ブロック連絡会・ミニ地域ケア会議)とともに、地域の要請に応じて「出前講座」を実施する。 ・権利擁護支援センターにおいて、「権利擁護支援者養成研修」の修了者に対して、「スキルアップ研修」を開催する。	A	権利擁護支援者養成研修 26年度 30名定員で19名参加(2月21日終了予定) 人材バンクに多くの方に登録していただけるよう働きかける。 ・研修修了者のためのスキルアップ研修を開催し、前年度までの受講生の参加を促した。	・人材バンクに登録後、活躍する場所と研修修了者の質の確保が継続して必要。	継続実施	B
			障害福祉課	障がい者の権利擁護支援を進める	B	・権利擁護支援センターに障害者虐待防止センター機能を設けて障がい者の権利擁護支援を進めている。	障害者虐待防止センターの周知を引き続き行い、支援体制の充実を図る必要がある。	継続実施	B
			高齢福祉課	権利擁護支援の充実を図るため、高齢者生活支援センターなどの関係機関をとおして周知・啓発していく	B	権利擁護支援センターは、相談から支援までを一元的、専門的に行っている。	支援の連携	支援の連携と協議を積極的に推進	B

目 標	協働して取 り組む柱と	市が先導的に取り組むこ と	所管 関係課名	平成26年度目標	25年度 取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度 取組状況
		(2)虐待の防止と対応の充 実 ・高齢者、障がい者、子 ども等の弱い立場に置か れがちな人たちへの虐待 やドメスティックバイオ レンス等を防止するた めに、市民一人ひとりが意 識し、気になるときは迅 速に相談できるよう、呼 びかけと相談窓口の連携 強化を図ります。 ・養護者等の負担が虐待 につながらないよう、適 切な支援につなぎます。 ・要保護児童対策地域協 議会、自立支援協議会や 権利擁護支援システム推 進委員会等を通じて関係 機関と連携を強化し、虐 待や疑いの相談・通報へ の迅速かつ的確な対応を 行い、安全の確保と問題 解決を図るよう、取組や 体制づくりを推進しま す。	地域福祉課	・市職員の「気づき」につ いて、共有、啓発の場を検 討する。 ・地域での取り組みにつ いて、他の地域においても 共有。	A	・各連部署の窓口職員の 「気づき」から「福祉部 にながる」ことにより、 必要に応じて生活支援 へと展開することが安定 して行われている。 ・福祉部の支援開始後 も当事者と家族等が関 係各課の窓口に来所し た際に、連携しながら、 協働支援が実施できる ようになった。 ・「Maybeシート」の 活用による虐待の通報 や相談はないが、庁内 において継続した普及・ 啓発は必要。	行政・地域ともに「権 利擁護」について普及・ 啓発が必要。	継続実施	B
			障害福祉課	個々のケース支援の積 み上げから、虐待に対 する認識を深め、支援 体制の強化を図る。	B	・障がい者虐待の防止 及び通報・相談窓口に 関して、広報やHPで の周知やリーフレット を作成し、配布してい る。	相談窓口、関係機 関における障がい者 虐待に関する知識、 対応について、深 める必要がある。	個々のケース支 援の積み上げから、 虐待に対する認識 を深め、支援体制 の強化を図る。	B
			高齢福祉課	権利侵害や虐待を 防止するため本人、 家族、地域住民等 の理解・啓発を図 る。	B	高齢者虐待の早期 発見と虐待防止に 向けて、高齢者支 援センターと権利 擁護支援センター、 及び行政が連携し て対応している。	啓発と周知	・啓発と周知を充 実。 ・トータルサポ ートと連携する ことで、養護者 支援の強化に 取り組む。	B
	4-3) 後 見的支援の 充実 *判断能力 が不十分な 人が自立し た生活がで きるよう、 支援しま す。	(1)後見的な支援の充 実 ・判断能力が不十分 な人が地域で自立 して生活していく うえで、意思決定 や金銭管理等の 支援を行う福祉 サービス利用 援助事業や成年 後見制度が適切 に利用される よう、専門職 や地域の人々 などによる支 援体制を充実 します。	地域福祉課	・事例を積み重ねること について継続実施。 必要に応じて適 宜要綱改正を行 う。	B	成年後見制度等の 利用状況 26年度 ・市長申立て 高 齢者 4件 ・権利擁護支援 センター法人 後見(PAS ネット) 12 件 ・福祉サービス 利用援助事業 PASネット 12件 社協 約50 件	平成26年4月1 日付けで要綱改 正を行い、申立 て費用について 、申立て前を含 めた費用助成が 可能となるよう 整備。適切かつ 迅速に制度利用 ができるよう制 度の正しい理解 について普及・ 啓発が必要。	・事例を積み重 ねることにつ いて継続実施。 必要に応じて 適宜要綱改正 を行う。	B
			生活支援課	判断能力が不十分 な生活保護受給 者に、金銭管理 だけでなく、必 要に応じて成年 後見制度の利用 をすすめる。	A	判断能力が不十分 な生活保護受給 者に、金銭管理 制度の利用をす すめ、安定した 生活がおくれる ように支援。成 年後見制度の利 用が必要と考え られる受給者に ついて利用をす すめる。	金銭管理制度の 活用だけでは支 援が不十分な場 合がある。	判断能力が不 十分な生活保護 受給者に、金銭 管理だけでなく 、必要に応じて 成年後見制度 の利用をすす める。	A
			障害福祉課	関係機関に対し、 制度の周知を図 る。		・成年後見制度利 用支援事業によ り、成年後見制 度の利用が必要 な方が適切に利 用できるよう支 援している。	制度の周知が不 十分。	関係機関に対 し、制度の周知 を図る。	B
			高齢福祉課	多くの人に研修 や講習会に参加 してもらうよう に努める。	B	判断能力が不十分 な高齢者に対 する支援(成年 後見制度の利 用)については、 専門職が対応 しているケース が多い。	周知と啓発	適切に市長申 立てによる支 援を行う	B

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（福祉部）

目 標	協働して取り組む柱と	市が先導的に取り組むこと	所管 関係課名	平成26年度目標	25年度 取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度 取組状況	
5. 人と人のつながりを広げます	5-1) 地域でのつながりづくり *あいさつや交流を積極的に 行い、困ったときにはたすけあえる つながりと“絆”を広げます。 *地域で支えあうために必要な個人情報の共有について、話しあいをすすめます。	(1)地域組織の活動への支援 ・自治会、老人会、子ども会、コミスク等の地域組織の活動を、市民の共通課題である地域福祉や、災害時に避難が難しい人への支援をひとつのテーマとして活性化するよう、地域発信型ネットワーク等を通じて支援します。 ・身近な地域での支えあいをすすめる基盤となる自治会等への加入を促進するよう呼びかけるとともに、マンション等での取組を支援します。	地域福祉課	・改編された地域発信型ネットワークにより、参加者の「福祉」に対する意識づくりの推進を図る。	B	地域発信型ネットワークに位置づけられた会議体で、地域におけるさまざまな生活課題に対応するために会議体開催を支援。	特定の人のみ参加している状況がある。	継続実施	B	
			高齢福祉課	・地域の絆を構築するため老人クラブの意義を広報する必要がある。	B	・地域組織の活動への支援として、老人クラブの助成を行ったり、活動の支援を行ったりしている。また、身近な地域での支えあいをすすめる基盤として、老人クラブへの加入が促進するよう呼びかけている。 ・ハートフル福祉公社では、大東町にあるLSA（ライフサポートアドバイザー・生活援助員）から地域の催しに参加している。	世代間の交流が必要	高齢者の活動を支援していく	B	
			ハートフル福祉公社	・地域の絆を構築するため老人クラブの意義を広報する必要がある。	B	・ハートフル福祉公社では、大東町にあるLSA（ライフサポートアドバイザー・生活援助員）から地域の催しに参加している。		・ハートフル福祉公社の事業としてひき続き地域の催しに参加し、ニーズの把握に努める。	B	
			(2)多様なつながりづくりの推進 ・地域で多様な人々が出会い、交流できるよう、サロン活動などを推進します。 ・地域との幅広いつながりがもちにくい（希望しない）人も、孤立せずにだれかとのつながりをもって生活できるよう、さまざまな社会参加活動やサービスの利用などを通じた多様なつながりづくりを推進します。	地域福祉課	・市民が創る福祉プロジェクト展や福祉フェアでは、参加への周知・啓発。	B	・地域福祉計画策定により誕生したアクションプログラム推進協議会では、各プロジェクトで活動支援を行い、3月、市民が創るプロジェクト展を開催予定。 ・「わがまちベンチプロジェクト」ではベンチ設置について検討したいと相談があった地域に出向いて現地の確認や地域福祉の取組みについて情報交換を行った。 ・「市民が創る情報紙」では、認知症をテーマとし第3号を発行。今年度末を目指して第4号の作成に取り組んでいる。	周知・啓発の一層強化	・市民が創る福祉プロジェクト展や福祉フェアでは、参加への周知・啓発。	B
		障害福祉課		「喫茶」事業の周知	B	市立みどり地域生活支援センターにおいて、様々な方が交流できる場としての「喫茶」事業を開始(平成24年8月30日から毎月第1、第3木曜日)	「喫茶」事業の周知	「喫茶」事業の周知	B	
		高齢福祉課		事業内容と広報の充実を図る。	B	・社会参加や外出する機会の提供として、高齢者生きがいづくり活動支援通所事業や高齢者のつどい、高齢者スポーツ大会などを行っている。 ハートフル福祉公社では、高齢者の引きこもり防止のため、交流事業として、バスツアー、ひだまり喫茶を実施している。	ニーズを把握し、地域での生きがい活動等とおして、交流を図れるよう居場所を整備する	現状の把握を行い、支援していく	B	

目 標	協働して取 り組む柱と	市が先導的に取り組むこ と	所管 関係課名	平成26年度目標	25年度 取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度 取組状況
			ハートフル福 祉公社	事業内容と広報の充実を図る。	B	・ハートフル福祉公社では、高 齢者の引きこもり防止のため、 交流事業として、バスツアー、 ひだまり喫茶を実施している。	・ハートフル福祉公社バス ツアー及びひだまり喫茶の 参加者が固定化してきてい る。	ハートフル福祉公社バスツ アー、ひだまり喫茶の広報等 を充実させ、新しい参加者を 確保する。	B
			介護保険課	高齢者生活支援センターが地域 交流の拠点として、福祉行政の 情報を得たり、住民の交流の場 となる。	B	高齢者生活支援センターが地域 交流の拠点として、福祉行政の 情報を得たり、住民の交流の場 となる。 また、「地域ケア会議」の運 用を開始し、地域包括ケアシ ステムの構築に努めている。	高齢者生活支援センターや 地域密着型サービス施設が 地域交流の拠点として、福 祉行政の情報を得たり、住 民の交流の場となるよう取 り組みたい。	継続実施	B
		(3) 支援が必要な人を地域 で支えるつながりづくり ・日常的に介護や支援等 が必要で、緊急時に自力 での避難が困難な人等を 支援するしくみをつくる ために、ニーズへの気づ きや発見の取組を活かし て、地域とのつながり と、日常的に支援しあえ る関係づくりを推進しま す。	地域福祉課	・改編された地域発信型ネッ トワークにより、参加者の「福 祉」に対する意識づくりの推進 を図る。	B	地域発信型ネットワークに位置 づけられた会議体で、地域にお けるさまざまな生活課題に対応 するために会議体開催を支援し ている。	障がい者（児）やその他の 支援が必要な人の情報の共 有	・改編された地域発信型ネッ トワークにより、参加者の 「福祉」に対する意識づくり の推進を図る。	B
			高齢福祉課	支援が必要な要援護者に十分な 支援ができるように体制を構築 する。	B	・支援が必要なかたの把握のた めに民生委員の方に協力いた だき、要援護者台帳の整備を進 めており、災害時に対応でき るように整備中 ハートフル福祉公社では配食 サービスを実施し、安否確認 している。	地域での知り合える機会づ くりが必要	現状の把握を行い、支援して いく	B
			ハートフル福 祉公社	支援が必要な要援護者に十分な 支援ができるように体制を構築 する。	B	・ハートフル福祉公社では配食 サービスを実施し、安否確認 している。			B
			障害福祉課	個人情報の共有のあり方につ いて結論を得られるよう、検 討を進める。	B	関係各課と個人情報共有のあり 方について検討を実施	個人情報の共有のあり方につ いて、結論が得られてい ない。	個人情報の共有のあり方につ いて結論を得られるよう、検 討を進める。	B
		(4) 地域福祉推進における 個人情報のあり方の検討 ・プライバシー（私事を みだりに公開されない権 利）を尊重しつつ、緊急 時に支援しあえるしくみ をつくっていくために、 個人情報の共有のあり方 を検討します。 ・個人情報に関する学習 や、適切に管理するた めの支援を推進します。	高齢福祉課	啓発方法について工夫が必要	B	プライバシーへの配慮や個人情 報保護についての啓発	個人情報については、啓発 をおこなう	啓発と周知	B

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（福祉部）

目 標	協働して取り組む柱と	市が先導的に取り組むこと	所管 関係課名	平成26年度目標	25年度 取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度 取組状況	
6. 安心・安全でバリアのない生活環境をつくりま	6-1) 災害時の支援 *災害時にだれもが安全に避難できるよう、日頃から準備をすすめます。	(1)避難等に支援が必要な人を支える取組の推進 ・災害時にだれもが安全に避難できるよう、防災に関する意識や理解を高めるとともに、支援するしくみづくりをすすめます。 ・避難等に支援が必要な人の情報を本人の同意を得て共有し、地域と連携して避難支援プランを作成するとともに、避難訓練を実施するなど、緊急時に迅速に対応するための取組をすすめます。	地域福祉課	災害時の支援活動を想定し、個別避難訓練を実施。	B	個別支援計画に基づいた避難訓練を実施。 福祉避難所の開設を含め、近隣住民と共に取り組んだ。	市民を含めた避難訓練を継続して実施していく。	継続実施	B	
			障害福祉課	「緊急・災害時要援護者台帳登録申請書」未提出者への連絡関係機関等と連携した支援体制の構築作り	B	・「緊急・災害時要援護者台帳登録申請書」の登録を進めており、平常時から見守りが必要な方について、民生委員が見守り活動を実施している。 ・広報臨時号において、登録を促している。	自主防災組織や民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係機関等と連携した救援体制の構築に至っていない	未提出者への連絡関係機関等と連携した支援体制の構築作り	B	
			高齢福祉課	地域防災力の向上、地域防災訓練に高齢者の参加も促進する。要援護者台帳の作成と幅広い有意義な活用や共有を防災安全課と連携を図る。	B	各自治会の構成員等が中心となった自主防災会の組織が進められ組織率は90%以上になっている。また、要援護者台帳の整備を進めており、災害時におけるガイドラインを作成中である。	関係機関との協議	連携を促進	B	
			(2)避難生活に関する支援の推進 ・介護や支援が必要な人などの避難生活に備えて、必要な物資や支援、福祉避難所等の確保を図るよう取り組みます。	地域福祉課	防災安全課と連携を取り、災害時要援護者支援の体制づくりを検討。	B	災害時の支援活動を想定し、個別避難訓練を実施。	災害時要援護者の避難に際しての課題検討	防災安全課と連携を取り、災害時要援護者支援の体制づくりを検討。	B
		福祉センター		保健福祉センターは福祉避難所に指定されているが、実際に災害が起こった際の行動についての、市の動き、各事業所の動きについて整理するために協議を行い福祉避難所（保健福祉センター）初動マニュアルを作成する。	B	兵庫県合同防災訓練に福祉避難所開設訓練として参加し、検証できたことは意義があった。	福祉避難所運営について、合同訓練の検証をふまえ、今後、運営マニュアル等の整備が必要である	防災安全課、福祉部、こども健康部合同で、要援護者及び福祉避難所の運営について調整を行う必要がある。	B	
		障害福祉課		「保健福祉センター（736㎡・200人）」に加え「みどり地域生活支援センター（322㎡・100人）」を福祉避難所として設定。	A	「保健福祉センター（736㎡・200人）」に加え「みどり地域生活支援センター（322㎡・100人）」を福祉避難所として設定した。	さらなる福祉避難所等の確保を図る必要がある	継続実施	A	
		高齢福祉課		防災安全課との連携について検討していく。	B	緊急時・災害時の要援護者への支援システム	関係機関との協議	防災安全課と協議	B	

目 標	協働して取り組む柱と	市が先導的に取り組むこと	所管 関係課名	平成26年度目標	25年度 取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度 取組状況
	6-2) バリアフリーのまちづくり *だれもが安心して快適に外出し、社会参加ができる環境をつくれます。	(1)バリアのないユニバーサルデザインのまちづくり ・だれもが安全で快適に外出できるまちづくりとして、道路・公園等の都市施設や、公共・民間の建築物のユニバーサルデザイン化を推進します。 ・整備された施設等が適切に利用されるようにマナーを高めるとともに、思いやりのところで支えあうよう、理解を深めます。 ・身近なところで生活に必要なさまざまなサービス等が利用できる、便利なまちづくりを推進します。	地域福祉課	県と連携して、制度の啓発、拡充に努める。	B	・市内公共施設のバリアフリー化をホームページで紹介するなど「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及を図った。 ・市内の施設等にカラーコーンやステッカーなどの活用を依頼、全30か所(公共・外を含め)が協力	より一層の推進	継続実施	B
			高齢福祉課	高齢者の住まいを確保する観点から、県営住宅等の高齢者住宅の環境整備を関係機関に要請するとともに、市営住宅の建て替え・改修等を含め、バリアフリー化の対象を拡大していく	B	高齢者の住宅改造によるバリアフリー等の助成の拡充を行うために、関係機関等と協議等を行っている	関係機関との協議	関係機関と協議推進	B
		地域福祉課	(2)快適な歩行空間づくり ・快適に歩いて外出することを通じて、自然や文化を活かしながら市民が交流できるまちづくりをすすめるよう、歩道の整備を推進します。 ・外出時に休憩の場とともに市民の交流のきっかけとなるベンチを市民参加でつくっていくよう、「わがまちベンチプロジェクト」を推進します。	さまざまな機会をとらえて周知・啓発	A	ベンチプロジェクトのベンチを市内11か所設置し市民の交流のきっかけづくりをした。今年度も継続して設置を希望する地域の相談にに応じている。	関係機関との連携強化	継続実施	A
		地域福祉課	(3)移動に関する支援の充実 ・日常生活や社会参加が便利にできるよう、公共交通の充実を図ります。 ・ガイドヘルプや移送サービス等、多様な方法での移動支援を推進します。	高齢者、障がい者等に配慮した超低床ノンステップバスの導入を促進するため補助金を交付(毎年1台)	B	高齢者、障がい者等に配慮した超低床ノンステップバスの導入を促進するため補助金を交付(毎年1台)	山間部でのバス対応	継続実施	B
		障害福祉課	・屋外での移動が困難な障がい者等に対する社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行うための移動支援を行う。	A	・屋外での移動が困難な障がい者等に対する社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行うための移動支援を行っている。 ・公共交通機関の割引や公共交通機関を利用することが困難な在宅の重度障がい者に対し、生活行動範囲の拡大、通院、通所及び社会参加のため、タクシー及び自動車等を使用するものに対しその費用の一部を助成している。	誰もが安心して外出でき、地域社会へスムーズに参加できるよう支援が必要	継続実施	A	
		高齢福祉課	高齢者のニーズを把握し、検討していく	A	高齢者が社会活動を行う時に移動するバスの半額助成を行ってきたが、今年、助成証をICシステム化にすることによって乗降がスムーズになった	運行路線が不足している箇所や費用等	関係機関と協議	B	

目 標	協働して取り組む柱と	市が先導的に取り組むこと	所管 関係課名	平成26年度目標	25年度 取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度 取組状況
	6-3) 防犯・交通安全の推進 *犯罪や事故のない安全なまちを、地域の力をあわせてつくりまします。	(1)安全なまちづくりの推進 ・子ども、障がい者、高齢者、外国人等の弱い立場に置かれがちな人が安心して暮らせるよう、地域の連帯も活かして犯罪や事故から守るまちづくりを支援します。 ・防犯や交通安全のための環境整備を推進します。	地域福祉課	社会を明るくする運動「市民の集い」にて兵庫県警音楽隊を招き、振り込み詐欺の防止を促す。	B	社会を明るくする運動「市民の集い」にて兵庫県警音楽隊を招き、振り込み詐欺の防止を促した。	犯罪の手口が年々巧妙化していく中で、継続して研修会を実施していく必要がある。	継続実施	B
			高齢福祉課	若手シニアに対しても地域の安全を啓発していく。	C	地域の安全は地域自らが守る意識のもと、防犯パトロールや子どもの見守り活動等を行っている。	特になし	関係機関と協議	B
	6-4) 住環境の充実 *介護や支援が必要になっても安心して暮らせる住まいづくりをすすめます。	(1)多様なニーズに対応できる住宅づくりの推進 ・介護や支援が必要になっても安心して生活できるユニバーサルデザインの住宅づくりをすすめるよう、啓発や支援を推進します。 ・市営住宅のユニバーサルデザイン化をすすめるとともに、介護や支援が必要な人のニーズに応じた住戸を確保するよう、建替などとあわせて推進します。 ・介護が必要な人などが、地域で生活できる住宅を確保できるよう取り組みます。	障害福祉課	・障がい者が住みなれた住宅で安心して生活を送ることができる住宅環境を整備するため、既存住宅の改造に係る経費の助成を行う。 ・福祉施設や病院等から地域へ移行して安心して生活を送ることができるよう、サービス提供事業所等と連携し、ケアホームやグループホームの整備促進を行う。	B	・障がい者が住みなれた住宅で安心して生活を送ることができる住宅環境を整備するため、既存住宅の改造に係る経費の助成を行っている。 ・福祉施設や病院等から地域へ移行して安心して生活を送ることができるよう、サービス提供事業所等と連携し、グループホームの整備促進を行っている。	安心して住み慣れた居宅や地域の中で暮らしていけるよう生活の場及び住居の確保の支援が必要	継続実施	B
			高齢福祉課	高齢者住宅の環境整備を関係機関に要請していき、あり方を検討していく。	C	高齢者の住まいを確保する観点から、関係部署に働き掛けている。	一人暮らしの高齢者が増え、空き家が今後、増えていく事が課題	住宅改造費助成一般型を導入し、高齢者の住まいの環境整備に努める。	B
			介護保険課	高齢者が地域で暮らしていけるよう地域密着型サービスの整備に努める。	B	定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて、市内居宅支援事業所にニーズ調査を実施。関連サービス事業所に以降調査等を実施	費用対効果が見込まれないと想定され、かつ看護師の確保が難しい現状にある。	継続	A

第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（福祉部）

目 標	協働して取り組む柱と	市が先導的に取り組むこと	所管関係課名	平成26年度目標	25年度取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度取組状況
7. 地域福祉の活動を支えるしくみを充実します	7-1) 活動拠点の充実 *地域の多様な資源を活かして、利用しやすい活動拠点を増やします。	(1)地域の活動拠点の充実 ・身近な地域で多様な人々が集まり、子どもから高齢者までの居場所となったり、情報を共有したり、協働して活動したりできる拠点を、地域のさまざまな資源を活用して確保するよう推進します。 ・集会所の整備や、公共施設や学校の余裕教室等をいっそう効果的に活用するよう検討します。 ・身近な地域や民間の施設等を活用するための支援方策等も検討します。	地域福祉課	新たに安心生活基盤構築事業を行い、「まごのて」に変わる新たな取り組みを行い地域の資源活用を行っていく	B	「わがまちベンチプロジェクト」の推進を図り、自治会をはじめとしたさまざまな組織と連携、協力して、ベンチを市内11か所に設置し人と人のつながりを支援している。	「わがまちベンチプロジェクト」の周知、啓発が必要。安心生活創造事業の終了により「まごのて」の事業が終了	新たに安心生活基盤構築事業を行い、「まごのて」に変わる新たな取り組みを行い地域の資源活用を行っていく	B
			高齢福祉課	老人クラブの加入者を増やすために事業の内容を更に充実し、広報活動に力をいれる。 シルバー人材センターの就労支援の受け口を地域のニーズを踏まえ作っていく。	B	老人クラブの活動が活発になってきているが、加入者数が微減している。 シルバー人材センターの会員数は増加し、活動が活発になってきている。	活動拠点の整備	活動団体との連携	B
		福祉センター	(2)福祉センターの機能の充実 ・福祉センターが市民の多様な活動の拠点としていっそう活用されるとともに、地域の活動を支援する役割なども担えるよう、機能の強化をすすめます。	地域福祉活動の拠点として更なる充実に努める。	B	関係機関と連携し、保健福祉センターの管理運営に取り組んでいる。利用者アンケートの実施により、利用者の意識やニーズ等の把握に努めた。 継続的な周知により、開設後4年5か月で利用者延べ70万人を突破した。	更なる周知と機能の充実が必要	地域福祉活動の拠点として更なる充実に努める。	B
	高齢福祉課	更なる連携強化を図る	B	福祉センターの窓口について、連携や機能強化を目的に、定期的に情報共有を図っている。	市民への周知	福祉センターとの連携	B		
	7-2) 活動財源の確保 *地域福祉活動への参加としての“寄附文化”を広げながら、多様な方法で活動の財源を生み出します。	(1)地域福祉活動の財源確保の推進 ・多様な地域福祉活動を推進するために、市や民間の各種助成制度等をいっそう効果的に活用できるよう支援します。 ・地域福祉活動に参加するひとつのかたちとして寄附活動をいっそう推進するよう、“寄附文化”の醸成を図りながら、共同募金や各種基金等への理解と協力への呼びかけを強化するとともに、より協力しやすいしくみづくりなどに取り組みます。	地域福祉課	団体の活動と自主財源を結び付けられるよう、市や民間の各種助成制度の紹介を行うなどにより、活動の継続・安定化を図る。	C	「わがまちベンチプロジェクト」の推進を主とした、自主財源の確保は、実施しなかった。 他の活動を支援する財源の確保等も実施できていない。	活動と財源の結び付けの支援について検討・協議をしながら、実施していく必要性がある。	継続実施	C
			高齢福祉課	活用ニーズの把握	B	高齢者に必要な用具等の受け入れ	現状の把握	必要な施設等の把握	B
地域福祉課		(2)有償型の活動等の推進 ・有償型（謝礼型）の活動やコミュニティビジネス、社会起業等の新たなかたちの地域福祉活動も推進するよう、支援をすすめます。	専門的な知識やスキルを活かしたプロボノ活動に有償型の取り入れを検討する。	B	地域福祉計画を推進するプロジェクトのひとつである「ひとり役運動」が「プロボノ」を啓発（福祉プロジェクト展において実施）地域福祉推進アクションプログラム推進協議会において、プロボノ、既存団体、市民ひとりひとりの担い手と受け手のコーディネートを検討	地域福祉推進アクションプログラム推進協議会において、プロボノ、既存団体、市民ひとりひとりの担い手と受け手のコーディネートを検討	継続実施	B	
高齢福祉課	老人クラブの会員活動や会員の増員について、広報やホームページの掲載等で支援している。	B	老人クラブの活動の支援	地域活動の把握	地域活動の把握と支援	B			

目 標	協働して取り組む柱と	市が先導的に取り組むこと	所管 関係課名	平成26年度目標	25年度 取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度 取組状況
	7-3) 活動への支援 * “楽しく”, “しっかり” 活動できるように支援するしくみと取組を充実します。	(1) コミュニティワークをすすめる体制の充実 ・ 地域福祉推進機関である社会福祉協議会のコミュニティワーク（地域福祉活動支援）やボランティア活動の推進体制を強化し、市民・団体・事業者等の主体的な取組を専門的に支援する機能を高めるよう、支援します。 ・ 多様な市民活動団体の地域福祉を推進する活動への参加・協働を広げるよう、市民活動センターと連携して支援します。 ・ 身近な地域での活動をすすめるうえで、つなぎ役を担う「世話やきさん」がいっそう活躍できるよう、民生委員・児童委員や福祉推進委員をはじめとした、地域の人々の活動を支援します。	地域福祉課	民生委員をもっと身近な相談役として住民に認知していただけるよう、啓発を行う。	B	民生委員は市民のパイプ役として、常に行政や地域包括などの関係機関と連携できるように支援。特に、児童に係る問題は月1回主任児童委員やこども課を含めての会議を開催し情報共有や報告をしている。委員の改選が行われたため、新任の民生・児童委員について、地域住民にとって、できるだけ早く、より身近な相談者となれるよう活動を推進している。	継続して啓発していく。	民生委員をもっと身近な相談役として住民に認知していただけるよう、啓発を行う。	B
			高齢福祉課	元気な高齢者の活動を支援するために老人クラブに活動補助金を交付したり、会員を増やすための広報等を行う。	B	元気な高齢者の活動を支援するために老人クラブに活動補助金を交付したり、会員を増やすための広報等を行っている。	地域の活動団体等のニーズの把握が必要	現状の把握	B
		(2) 楽しく活動できる支援や環境づくり ・ “楽しく活動できる環境” をつくっていくよう、コミュニティワークの取組を通じて支援するとともに、地域福祉の啓発のなかで意識して取り組みます。 ・ 活動している人や団体等が集まり、情報を共有したり、相談しあいながら、よりよい活動を楽しくすすめるための場づくりを推進します。 ・ 活動をレベルアップしていくための情報提供や研修、安心して活動するための保険制度など、活動の内容に応じた支援を、社会福祉協議会等の地域福祉活動を推進する機関等と連携して充実します。	高齢福祉課	新しい参加者を増やすために事業の内容を充実するとともに広報を行っていく	B	市内の数箇所で行われる高齢者の生きがいづくりの場としての活動支援通所サービスを行っている	関係機関と連携を図り、居場所づくりが必要	ニーズの把握と支援	B
7-4) 協働活動・事業の推進 * “公と民”, “民と民” の多様な協働で、具体的な活動や事業をすすめます。	(1) 公民協働の活動・事業の推進 ・ 公民協働による具体的な地域福祉の活動・事業を推進するよう、市民の提案をもとに関係機関・団体等と連携して支援する「(仮称)地域福祉アクションプログラム推進協議会」のしくみをつくり、取組をすすめます。	地域福祉課	様々なプロジェクトの取組の活性化、メンバーの増大	B	月に1回程度の打合せを実施 地域福祉の推進方法について検討	メンバーの固定化にともなう役割の固定化	様々なプロジェクトの取組の活性化、メンバーの増大	B	
	(2) 多様な協働をすすめるテーブルづくり ・ 地域型の活動とテーマ型の活動が協働するなど、多様な主体が出会い、協働できるよう話しあいを行う場（テーブル）を、地域発信型ネットワーク等を活用して充実します。	地域福祉課	・ 改編された地域発信型ネットワークを具体的に実践する。全市域レベルの会議体のあり方についても検討していく。	B	改編した地域発信型ネットワークを活用して、地域活動が課題解決の成果に結びついた事例などの共有を図り、ネットワークの活性化を図った。	継続して取組み、地域発信型ネットワークの活動の評価が必要	継続実施	B	

目 標	協働して取り組む柱と	市が先導的に取り組むこと	所管 関係課名	平成26年度目標	25年度 取組状況	平成26年度現状	平成26年度課題	平成27年度目標	26年度 取組状況
	ア-5) ネットワークの充実 *地域のさまざまな人々が出会い、協議し協働するしくみを充実します。	(1)地域発信型ネットワークの充実 ・地域発信型ネットワークを地域にいっそう根ざしたしくみとしていくため、小学校区での取組の充実を図るとともに、[All Ashiya]での連携を強化するよう、組織体制を役割・機能の再構築を検討します。 ・地域の福祉課題はできるだけ身近な地域で解決するよう取組みながら、地域で解決できないことはエリアを広げて考えていくよう、町内会区域、小学校区域、中学校区域、芦屋市域全域の4層の重層的な取組を強化します。 ・特に小学校区は、地域福祉の取組をすすめるうえでの中核的なエリアとして、地域の課題を地域の人々と専門的な支援が協力して解決していくしくみをつくっていくよう、地域の主体性を活かした組織づくりを推進します。	地域福祉課	改編された地域発信型ネットワークを具体的に実践し、成果と課題を積み上げていく。 全市域レベルの会議体のあり方についても検討し、改編されたネットワーク会議からあげられた成果と課題を共有、議論できるよう検討する。	B	改編した地域発信型ネットワークを活用して、地域活動が課題解決の成果に結びついた事例などの共有を図り、ネットワークの活性化を図った。	継続して取組み、地域発信型ネットワークの活動の評価が必要	継続実施	B
			高齢福祉課	社会福祉協議会を中心とした働きかけにより、構成員の広がりと共に、地域課題が共有化され、高齢者生活支援センターをはじめとした関係機関との連携強化	B	地域で暮らす何らかの支援が必要な人を支える仕組みとして、地域の社会資源や福祉ニーズの把握、市民・関係機関への啓発、連携づくりに取り組んでいる。	地域の認識と行政の連携の強化が必要	地域との連携の促進	B
			地域福祉課	改編された地域発信型ネットワークを具体的に実践し、成果と課題を積み上げていく。 全市域レベルの会議体のあり方についても検討し、改編されたネットワーク会議からあげられた成果と課題を共有、議論できるよう検討する。	B	改編した地域発信型ネットワークを活用して、地域活動が課題解決の成果に結びついた事例などの共有を図り、ネットワークの活性化を図った。	継続して取組み、地域発信型ネットワークの活動の評価が必要	継続実施	B
			高齢福祉課	社会資源を有効活用し、高齢者のセーフティネットの整備を更に強化する必要がある。	B	地域見まもり事業を推進し、配食サービス事業者等に協力を要請	地域活動は、活発であるが、連携等の強化が必要	現状の把握	B